

# Report

(特別企画第1回)

## J A グループ北海道における自己改革について

北海道農業協同組合中央会 参事 高橋和則

本年度の「Report」は特別企画として、各連合会から、第二十九回JA北海道大会の決議事項を踏まえた具体的な実践方策の取組状況や本道の農業・農村を次世代につなげるための重点的な取組事項などを、それぞれ紹介していただきます。

### 一・第一九回JA北海道大会

#### 決議事項の振り返り

J A グループ北海道は、平成三〇年十一月に第一九回JA北海道大会を開催し、

実現するべき将来ビジョン『北海道五五〇万人と共に創る「力強い農業」と「豊かな魅力ある農村』を前回大会より継承するとともに、「農業所得の増大に向けた取り組みの加速」や、「多様な担い手を育み支える地域活動の実践」について決議いたしました。また、これらに取

り組む協同組合組織として、多様化する組合員の価値観やニーズを包含しながらも将来に向けて組合員の結集軸でありうる組織であるために「時代に即した協同組合の価値創造」に取り組むことといったしました。

振り返りますと、これらの決議事項は平成二六年十一月に全道の組合員の方々に参加いただきながら策定した「JAグループ北海道改革プラン実行計画指針」の影響を多分に受けております。このプランは、同年六月に政府が閣議決定した規制改革実施計画の提言を受けて策定さ

- 農林中金や信連、全共連は農協出資の株式会社への転換を可能とする
- 農地の譲渡、代理店等となることを選択
- 全農や経済連は株式会社化を前向きに検討
- 農業所得の増大に向けた取り組みの加速
- 多様な担い手を育み支える地域活動の実践



図1 JA北海道グループが掲げる将来ビジョン  
(平成30年11月、第29回JA北海道大会)

<b>大会決議事項1</b>	協同の力で「農業所得の増大」と「多様な担い手の確保・育成」を実現
基本目標1	農業所得の増大に向けた取り組みの加速
基本目標2	担い手を育み支える地域活動の実践
<b>大会決議事項2</b>	次代につなげる協同組合の価値と実践
基本目標1	時代に即した協同組合の価値創造
基本目標2	食と農でつながるサポーター550万人づくりの拡充

図2 大会決議事項（平成30年11月、第29回JA北海道大会）

的な改革』を求める内容であります。これに対し、我々農協組織は『改革は自らの意思で行うもの』という基本認識のもと同プランを策定いたしました。

その後のJA北海道大会では、同プランの内容や基本認識を踏襲しながら決議事項を取りまとめており、政府が求める改革に対して、これら決議事項の実践を通じて自らの改革とする、といった建付けにしていくことから、JA北海道大会はJAグループ北海道にとって自己改革に取り組む意思とその推進方向について確認する場ともいえます。

決議事項にある「農業所得の増大に向けた取り組みの加速」などは、農業者の営農・生活の向上や地域農業の振興を図ること自体を

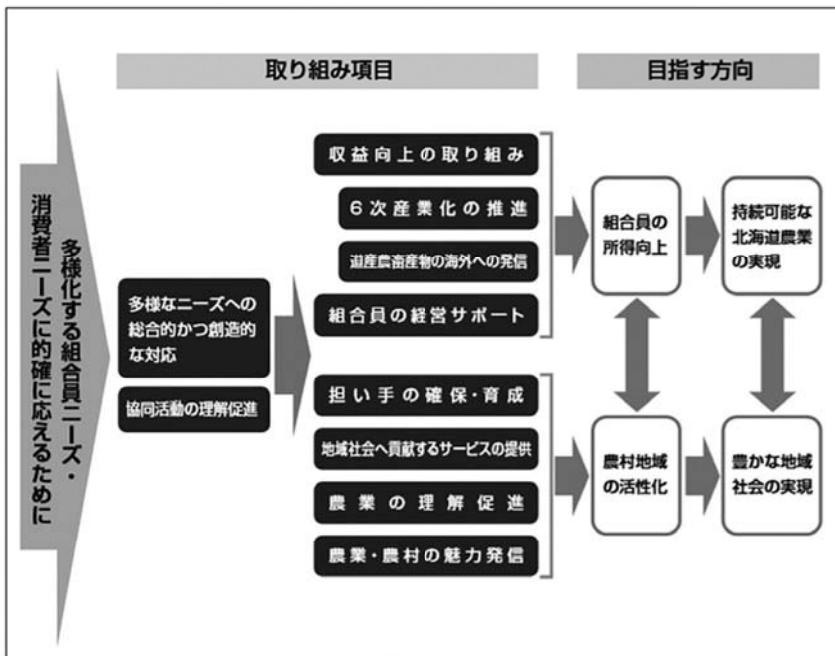


図3 JAグループ北海道 改革プラン - 実行計画指針 - (平成26年11月)

存立目的とする我々農協組織にとつて、当たり前に取り組むべき内容であり、これまでにも取り組んできましたことでもあります。敢えて大会決議に盛り込んでいる背景には、規制改革実施計画の存在があります。

また、「時代に即した協同組合の価値創造」は、我々農協組織が農村社会の中で今後どのような貢献を果たしていくべきか、正・准組合員や地域の方々との徹底した対話を通じて方向性を定めていく、という取り組みです。

日本が人口減少社会を迎える、特に農村部では都市部よりその進行が早いことから、農業者が生活し、日本社会を下支えする農村社会における我々農協組織が果たすべき役割は、これまで以上に高まるこ

とが予想されます。

昨年十一月二〇日に閣議決定された「第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも、地方公共団体が「小さな拠点」や地域運営組織の形成を進めるにあたっては、郵便局や福祉施設、地域交通機関、生協、そしてJAなどの地域内外の多様な組織との連携が必要とされました。また、同年十一月に可決・成立した「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」（施行日：令和二年六月四日）でも、JAは森林組合、漁協、商工会議所、商工会などと並んで特定事業協同組合の連携協力先となることが期待されております。

それぞれの地域により事情が大きく異なるため一律には取り組み難い課題であり、また県の長いものになることも想定されますが、社会環境や国の政策が大きく変容していくなかで、時代に即した自

らの価値を創造していく取り組みは避けられない課題となつております。

また、JAグループ北海道は、平成二七年に開催された前回大会以降、「食と農でつながるサポートー五五〇万人づくり」にも取り組むこととしております。准組合員を含む北海道民の方々五一〇万人に加えて、食や農、JAの事業利用などを通じて我々と関わり、応援いただけた三〇万人を合わせた五五〇万人の方々に、JAグループ北海道の理解者として、応援団として支えていただきながら、我々は日本の食料基地北海道としての使命を果たしてまいります。

大会開催年の翌年と翌々年には、大会決議事項の実践状況や現状の課題をグループ全体で共有するとともに、我々の取り組みを反映をいただいていることから、着実に実施する調査でも同様の傾向が確認されています。

大会開催年の翌年と翌々年には、大会決議事項の実践状況や現状の課題をグループ全体で共有するとともに、我々の取り組みを反映をいただいていることから、着実に実施する調査でも同様の傾向が確認されています。

## 二 大会決議事項の実践

### (一) 大会実践フォーラム



大会決議の実践管理として、決議事項

組みをグループ内外に発信することを目的として大会実践フォーラムを開催しており、組合員・JA・連合会・中央会が一体となって自己改革を加速させながら将来ビジョンの実現を目指すこととしております。直近では昨年十一月に開催いたしました。

同フォーラムでは、JAの実践事例として、JAこしみずにおける「地域での連携・協同した労働力確保」の取り組みと、JAさっぽろ・JAふらのにおける「准組合員との関係づくり」の取り組みについて発表していただきました。

JAこしみずからは、今後の過疎化や後継者難により地域における社会資本の維持自体が困難となること、またこのことが更なる過疎化に拍車をかけ、「小清水町が住みにくい町」になりかねないことから、小清水町とJAが連携することで町内に人を呼び込み、農業の担い手を

育てる」ことを目的とする「農業担い手育成プロジェクト」を立ち上げた報告がありました。

同プロジェクトは、

①請負型農作業支援

②農福連携

③農業担い手養成学校

の三事業から構成されておりますが、本文稿では①と②について取り上げます。

①の請負型農作業支援では、JAが準職員と外国人技能実習生を雇用して、外部労働力を必要としている組合員の作業を請け負う仕組みであり、平成二八年度のスタッフ一名体制から令和元年度では十五名体制（日本人六名、技能実習生九名）まで拡充されております。また、

J A さっぽろ・JAふらのからは、准組合員の方々との関係づくりに向けた取り組みについて発表いたしました。詳細は後に譲りますが、政府は令和三年三月まで正・准組合員の農協事業利用に関する実態調査を行い、准組合員の事業利用規制のあり方を整理することとしており

ます。

の違いに着目して、将来的には農閑期に双方の余剰労働力を融通し合う相互補完体制についても検討が進められております。

また、②の農福連携では、平成二七年度より近隣の障がい者就労移行支援事業所の協力により実現可能性についての検証作業が進められており、現在では、町内に住む障がいを持つた方が農業の担い手として活躍できる体制の整備に向けて、小清水町に障がい者支援事業所が設立されるまでに至っております。

J A さっぽろ・JAふらのからは、准組合員の方々との関係づくりに向けた取り組みについて発表いたしました。詳細は後に譲りますが、政府は令和三年三月まで正・准組合員の農協事業利用に関する実態調査を行い、准組合員の事業利用規制のあり方を整理することとしており

先述の通り今後、人口が減少していく農村社会において地域のライフラインを担う農協事業に対し、准組合員の方々の利用に規制が設けられるることは、農村部に住まわれる方々にとって益々農村が住みづらいものとなり、更なる過疎を進展させかねません。このことは農業者の生活拠点や享受するべき福祉が奪われかねない問題です。このため我々は准組合員の方々と共に、JAや協同組合の意義や役割、これまで規制改革推進会議等で議論されている内容が准組合員の方々自身の問題であることにについての理解を広げることで、JAグループ北海道の理解者・応援団として我々の運動を支えていただきことを期待するものです。

J Aさっぽろからは、都市型JAでりながらも「地元に農業があることを伝えたい、札幌農業を応援してもいいしたい」との想いから、

農村社会において地域のライフラインを担う農協事業に対し、准組合員の方々の利用に規制が設けられるることは、農村部に住まわれる方々にとって益々農村が住みづらいものとなり、更なる過疎を進展させかねません。このことは農業者の生

①准組合員向けコミュニケーション情報誌を創刊し、年一回三万人を超える全准組合員に対し郵送していること  
 ②准組合員コンベンション（交流の場）を開催して、札幌農業やJAの取り組みを理解いただききっかけづくりに取り組んでいること  
 ③北海道大学大学院農学研究院と連携して協同組合学公開講座を開設していること

事業や地元農業に対する理解促進を進めていること  
 ②平成二〇年度から正・准組合員に対する出資配当通知に直売所クーポンを同封して直売所利用を促していること  
 ③JAふらのハンドブックを作成してJAの理解浸透に努めているほか、総合事業の多くを農業者以外でも利用頂けることについてお知らせしていることを紹介いただきました。また、准組合員モニターに女性大学生を選定して料理教室やJA施設・圃場巡回ツアー、ミュージカル鑑賞ツアーなどを企画していることが報告されました。

幌伝統野菜を生かした加工品を美味しく味わうためのレシピづくりや、直売所の活性化に准組合員の方々の声を取り入れる取り組みについて発表いただきました。

J Aふらのかからは、  
 ①平成二一年度より女性農業者と非農家である農村女性を対象に女性大学を開校してJA施設の紹介や地元農産物を使用した料理教室などを開催し、JA

事業や地元農業に対する理解促進を進めていること  
 ②平成二〇年度から正・准組合員に対する出資配当通知に直売所クーポンを同封して直売所利用を促していること  
 ③JAふらのハンドブックを作成してJAの理解浸透に努めているほか、総合事業の多くを農業者以外でも利用頂けることについてお知らせしていることを紹介いただきました。また、准組合員モニターに女性大学生を選定して料理教室やJA施設・圃場巡回ツアー、ミュージカル鑑賞ツアーなどを企画していることが報告されました。

当地は野菜産地であり人手を要する作物が多いことから、かねてより農業ヘルパー事業を展開しておりますが、「産地の評判が悪ければ人が来てくれない」という危機感がこつした取り組みを後押ししているとのことです。

(上限一〇〇〇万円)

**① 農業人材確保支援事業****(二) 北農五連JA営農サポート****事業****北農五連JA営農サポート**

「地域から人を減らさない」という強い認識のもと、JA等による新たな人材の確保・育成に向けた取り組みや担い手への経営サポートなど、行政の補助事業

**★本事業に関する問い合わせ先★**  
JA北海道中央会各支所  
またはJA総合支援部

誌面を活用して、第一九回JA北海道大会の決議に基づき、現在進行している北農五連（JA道信連、ホクレン、JA共済連、JA道厚生連、JA道中央会）の取り組みについてご紹介いたします。

北農五連では、担い手の確保・育成や経営サポートに関する事項について、五連が縦割りで行うのではなく一体的かつ効率的に進めることを目的として北農五連JA営農サポート協議会を設置しております。同協議会では今年度より、「北農五連JA営農サポート事業」を措置しておりますが、本稿では以下の二つの事業を取り上げます。（予算額：一億一〇〇〇万円程度）

**[助成対象者]**

JJAまたはJA等で構成される地区組織等

期待するものです。

組合員の方々から相談を受けたJAがJA道信連を通じて専門コンサルタントに照会する流れとなつており、費用は同協議会が負担いたします。

**★本事業に関する問い合わせ先★**

ソフト事業…事業経費の1／2以内  
ハード事業…事業経費の3／10以内

JJA北海道信連各支所

**[助成額]**

ソフト事業…事業経費の1／2以内  
ハード事業…事業経費の3／10以内

JJA北海道信連各支所

では支援対象外となるような取り組みに對して、同協議会が支援を講じることで、担い手や労働力の減少に歯止めをかけることを目的として措置されました。新たな取り組みがゆえにJA等が一の足を踏みがちな取り組みに対し経済的に支援を講じることで、特徴的な取り組み事例を数多く生み出し、全道的なコロ展開を

**② 農業経営コンサルタント事業**  
担い手の経営サポートにあたっては、組合員の経営課題の解決や農業経営の発展を支援するため農協系統組織の相談機能を一層充実・強化する必要があります。同協議会が全道各地の専門コンサルタント（税理士・社労士）と契約して相談体制の強化を図っております。

組合員の方々から相談を受けたJAがJA道信連を通じて専門コンサルタントに照会する流れとなつており、費用は同協議会が負担いたします。

## 三・第一九回JA北海道大会 以降の動向と今後の展望

結びとなりますが、平成二〇年十一月の第一九回JA北海道大会以降における、JAグループ北海道を取り巻く動向と今後の展望について三点取り上げます。

### (一) 相次ぐ大型貿易協定の発効

令和二年一月一日、TPP11協定、EU・EPAに続き日米貿易協定が発効されました。

J A グループ北海道は、北海道農業・農村確立連絡会議などとオール北海道による運動を展開し、必要な国境措置を確保することで北海道農業が犠牲となることのないよう、政府には毅然とした姿勢で交渉に臨むことを求めてまいりました。また、米国側が早期合意を目指す姿勢を

示していたことから、期限ありきでの議論は行わないことを政府・与党に求めてまいりましたが、開始から半年余りで交渉は大筋合意を迎えました。

日米貿易協定の発効により、米国から一部農産品の関税はTPP11協定並みの水準に引き下げられ、特に牛肉については三八・五%から二六・六%に、その後段階的に引き下げられ二〇二三年度には九%まで引き下げられます。豚肉は高価帯の関税が四・三%から一・九%、低価格帯の関税は一キロあたり四八円から一一五円に引き下げられます。また、ナチュラルチーズの一部やワインなどの関税は将来撤廃されることとなります。

日米両政府は発効から四ヶ月以内に第一ラウンドの交渉範囲を協議することで一致していることから、関税やサービス等のどの分野が対象になるかが今後の焦点となります。日本政府は農業分野が交渉対象になることは想定していないとの立場を崩しておらず、先送りされた米国に輸出する自動車と関連部品の関税撤廃を求める方針とされています。

他方、TPP11協定については米や砂糖の輸出国であるタイが参加に意欲を示しているほか、EUを離脱した英国の加盟を日本政府が支援するなどと報じられております。

こうした動きに対し、JAグループ北海道は第一に、相次ぐ大型貿易協定による影響について中長期的に把握・分析に努めることと及ぼす影響が大きくなる前に必要な対策を求めてまいります。次に、TPP11協定参加国との見直し協議や新規加入希望国の状況、更に米国との第二ラウンド交渉の動向について引き続き注視しながら情報収集に努めるとともに、国際情勢の変化を踏まえた運動を展開することとし、引き続き将来ビジョンの実現に向け対応してまいります。

## (二) 持続可能なJA経営基盤の確立・強化

### 確立・強化

農協組織の信用事業を支えるJAバンクの事業モデルとして、JAが組合員や利用者からお預かりした貯金は、JA自ら貸出金の財源にするなどJA自身による地域の資金ニーズに活用するほか、多くの多くをJA道信連や農林中央金庫に預け入れることで、農林中央金庫は有価証券投資や国際分散投資を通じて得た運用益を奨励金という形でJAに還元する仕組みとなっています。しかし、JAの貸出金残高や利回りについては他業態との競争激化などにより減少傾向にあるほか、農林中央金庫等の運用益も国の低金利政策や国際金融規制の強化などにより、資金の運用環境の好転が見込めない状況にあります。

また、共済事業をめぐる情勢として、生命共済は契約満了や契約者の保障ニアズの変化などにより長期共済保有契約が減少傾向にあるほか、建物共済も近年、横ばい傾向にあります。

将来にわたって我々農協組織が総合事業体としての機能を発揮していくためには、信用・共済事業の収支改善を図るほか、とりわけ経済事業を始めとする他部門の収益力向上や不採算部門がある場合には組合員の利便性や地域における役割等を考慮した上で、そのあり方を見直していくなどの取り組みが喫緊の課題となつております。

昨年五月末には“急進的な改革”をもとめる政府の農協改革集中推進期間が五年間を経過し期限を迎えておりますが、その後に開催された規制改革推進会議における第五次答申でも、JAグループの自己改革に対して一定の評価がされた一方、「農業所得の向上」「一層の資材価格の引き下げ」のほか「信用事業の健全化」といった課題が挙げられており、これらは農協改革集中推進期間が期限を迎えたことにより、農協改革は第二ステージに移行しております。改正農協法が平成二七年に国会を通過し翌二八年四月に施行されてから令和二年は五年目にあたります。

## (三) 改正農協法施行五年後見直し

な持続性」に対し課題提起がされているところです。

同法附則の第五一条には、二項「政府は、この法律の施行後五年を日途として、組合における事業及び組織に関する改革の実施状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、農業協同組合に関する制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。」

三項「政府は、准組合員の組合の事業の

利用に関する規制の在り方について、施行日から五年を経過する日までの間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るものとする。」

と規定されております。

とりわけ同条二項の准組合員における農協事業利用規制に関する整理については、平成三〇年に行われた参議院選における与党の公約において、「准組合員の事業利用に関する規制のあり方は、農協組合員の判断に基づくもの」との考え方が提示されていることから、令和三年における整理では道内連合会や全国組織とも連携を密にして、地域のライフルラインを担う農協組織の使命として、農村部の衰退に拍車をかけるような整理には毅然と対応してまいります。

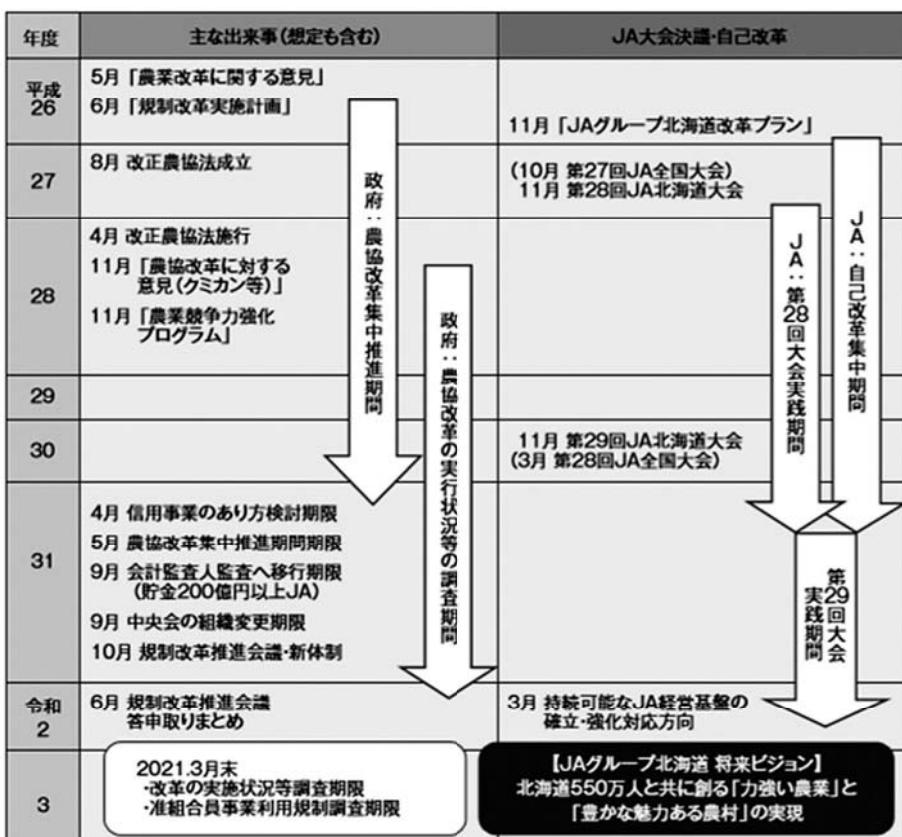


図4 JAグループ自己改革の流れと今後の見通し